

計量器検査手数料徴収事務委託について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、計量器定期検査手数料の徴収を平成 20 年 5 月 26 日から平成 20 年 12 月 26 日までの期間、次のとおり委託したので同施行令第 158 条第 2 項の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 25 日

新潟市長 篠 田 昭

1 徴収事務を行う地区

北 区	北出張所、濁川及び南浜連絡所管内を除く部分
中 央 区	東及び南出張所管内を除く部分
江 南 区	大江山、両川及び曾野木連絡所管内を除く部分
秋 葉 区	全 域
南 区	味方及び月潟出張所管内を除く部分
西 区	黒埼出張所管内及び四ツ郷屋地区を除く部分

但し、一部大型はかり等は新潟市全域）

2 徴収委託者

新潟市指定定期検査機関 社団法人 新潟県計量協会